

定期健康診断について☆

いつも書いている
イラストのネタが
尽きてきました…。
急募!!

いつもお世話になっております。

今回は社内行事のひとつ、〈定期健康診断〉についてです。

〈健康診断〉は、労働安全衛生法にちて、事業主の義務として定められており、

事業主は

- 常時雇用する労働者に対して
 - 雇入時、および定期的(年に1回)に健康診断を実施する必要があります。
- (※費用は事業主負担となります。)



また、これとは別に、協会けんぽが推進している〈生活習慣病予防検診〉があります。(事業所様に案内が届いているかと思います。)

混同しかずではありますが、両者は異なるものであり、こちらは事業主に実施義務はありません。

しかしながら、〈生活習慣病予防検診〉は検査メニューさえ合致していれば、〈定期健康診断〉として代替利用することができ、指定病院であれば協会けんぽ(若くは)補助金がでるため、こちらを利用されることも少なくありません。検査メニューを知りたいときは、各病院にお問合せされると正確に知ることが出来ます。是非、ご利用ください。

※、代替される際は、会社保管の個人票の作成を依頼してください。

「定期健康診断」よでの事業主義務となっています。

身体が資本! ですので、皆様、健康には「留意」下さいませ☆